監査委員公告第1号



毎週火・金曜日発行

# 目 次

## 監査委員公告

報

○平成十九年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公 表(一~三)………

### 칶 查 倯 冒 公 驲

田県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67 平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋 第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。 平成21年2月24日

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 いだま 觝  $\times$ \* 告 炒 割 **\PP** 靐 往 肥 滔 亲 宁

平成21年2月15日

争 炒 

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員  $\times$ (1 だま 作 醫 往 滔 様

秋田県監査委員

胀

割

秋田県知事 4  $\blacksquare$ 滭 拔

平成19年度包括外部監査の結果に基づき

講じた措置にしてへ(通知)

おり通知します。 いて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のと 出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置につ 平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提

# ページ

## (監査結果)

未収金等の管理

監 事件名

平成19年8月29日から

- 金滞納中の加入者に対し、以下の対応が必要である。 付している加入者との衡平を害するため、長期間の掛 は、納入義務者に支払のモチベーションを与えず、納 ・既掛金免除者に対する所得・財産調査と所得に応じ 掛金を納付しない者に共済の加入継続を認めること
- 経済的納付困難者に対する所得に応じた分割納付の

た分割納付指導

- ・その他の長期未納者に対し条例に基づく速やかな脱
- 2 けた取組みを徹底して継続する必要がある。 収活動は行っていないため、財務規則に従い回収に向 の調査を依頼し、催告状を送付して以降は未収金の回 財務規則による債権の回収事務の徹底 障害福祉課では平成17年度に各地域振興局へ未納者

### (改善措置)

- (1) 債務者には、当課のほかにも債務がある者もおり、 た、平成21年度までに現況を整理し、適正な事務処理 現在、計画的に分割納付するよう指導している。ま
- (2) 平成19年度及び平成20年度に催告状を発し、一部債 権を回収している。今後も引き続き催告状を発するな ど、未収金の回収に努める。

## (監査結果)

児童相談所で発生する未収金について

と考えられるためであり、早急に改善策を検討すべきで 収金が増加している。これは、限られた人員で納入義務 者の所在や収入状況等を適時把握することに限界がある 欠損処分を行うことになるが、これがなされないまま未 時効消滅した債権は、財務規則第389条に基づき不納

盟 査 年月日 平成20年2月14日まで

心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金につい

掛金の長期未納による共済加入者の地位

3 債権管理簿の督促履歴等については、平成20年度に整 理済みであり、今後も引き続き適正な管理を行う。

工業団地開発事業に係る未収金について

を徹底する必要がある。 り、このような同一相手方に対する債権・債務は、相殺 代金が相殺され、未収金の発生を回避できたものであ 財務規則384条によると、当該ケースは違約金と売買

返還金に係る相殺条項については、当時から契約書に

## (監査結果)

- 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金について
- (1) 債権回収方法についての検討の必要性
- え、夜間に金庫へ保管する場合は鍵の取扱いの問題 取扱員ではなく、現金を受領することはできないう 行っている事例があるが、母子自立支援員等は現金 -旦、県福祉事務所の金庫に保管し、振り込みを 現金取扱員以外の者による現金の預かり納付 母子自立支援員等が借入者から償還金を預かり、

### (改善措置)

実施に向け健康福祉部内での調整を行っている 不納欠損処分・滞納処分の実施について、平成21年度

### (監査結果)

れている可能性や、抜本的な債権回収策が検討されてい ついて、人事異動で形式的な引継事項としてのみ処理さ ができない状況にある。長期にわたる未収金回収業務に である。 管理簿の督促履歴を整理し、適正な管理がなされるべき ない可能性があり、行為事実を立証するためにも、債権 畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金について 債権管理簿が十分に引継ぎされず、督促履歴等の確認

に返還し、違約金と売買代金の相殺を行わなかったため たが、県は、違約金の調定後に売買代金の全額を相手方 により当該売買契約が解除され、同時に違約金が発生し に未収金になった事例がある。 土地売買代金完納後、指定期間満了日までの契約違反

条文化しており、今後は適切に対応していく。

もあり、コンプライアンスの観点から見直しが必要

検討すべきである。 を使用した場合、振込手数料の負担額が相対的に重 金融機関までの交通費が高い場合や、他の金融機関 動振込、郵便局収納など、多様な収納方法について くなる場合があり、現金取扱員による回収や口座自 また、分割納付中の場合、返済額よりも公金取扱

# 時間外での自家用車による借入者訪問

事故対応等、付随する問題もあるため、今後の方針 用車使用等に係る交通費精算、時間外手当の支給、 には効率性の観点から合理性も認められるが、自家 ガソリン代等の精算は行われていない。夜間の訪問 還指導等を行っている事例があるが、時間外手当、 について検討が必要である。 夜間、自家用車を使用して借入者宅を訪問し、償

# 違約金の免除方針の統一的取扱い

2

により異なっている。 るが、「やむを得ない理由」の取扱いが、福祉事務所 と認められる場合は違約金を免除する取扱いとしてい 領」では、災害や諸事情により「やむを得ない理由」 「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要

軟に認める余地が残されている。 要領も廃止されておらず、「やむを得ない理由」を柔 は、原則として免除を行わない取扱いであるが、上記 「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」で

ついて、県の方針を検討する必要がある。 にし、借入者への説明、支払猶予手続等の実務対応に 申請が提出され、承認されているが、その基準を明確 現状、違約金のほとんどについて3月末に支払免除

# (3) 違約金の調定

## 大館福祉環境部

て、県の方針を検討する必要がある。 猶予手続を調定時までに行うなど、実務対応につい とは、上記要領に違反しているため、違約金の支払 元金の収入後、3ヶ月程度をまとめて調定するこ

が、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に違反してお り、元利一体として違約金の調定を行うべきであ また、利子に対する違約金の調定を行っていない

### (2) 秋田福祉環境部

かでないが、上記施行令第17条に違反しており、適 事務所は全てについて、知事あてに副申していた。 は必要と認められる場合のみについて、旧由利福祉 う予定というのみであり、違約金免除の方針は明ら ず、平成19年度分についても年度内に1度調定を行 免除申請書が提出された場合、旧秋田福祉事務所 統合後は、平成18年度の違約金を調定しておら

## 平鹿福祉環境部

正な違約金の調定を行うべきである。

め、システム上での入金消込作業や違約金計算等を 適正な違約金の調定を行うべきである。 作業が約100件未了であり、結果として、平成18年 業務を担っているが、平成19年11月時点で入金消込 況になっている。平成19年4月以降、正職員1名も 度分の違約金の調定が行われていないため、現状は 1名の母子自立支援員で対応することが不可能な状 上記施行令第17条に違反しており、事務処理対応と 福祉事務所統合により借入者が著しく増加したた

### (改善措置)

(1)① 現金は全て現金取扱員が取り扱うこととした。ま た、債務者の利便性を高めるため、平成21年度から 口座振替を導入する。

が担当することとした。 ている。また、時間外における償還指導は正規職員 償還指導に係る経費は出張旅費として精算を行っ

免除規程」を制定し、現在は規定に沿った処理を行っ 除の基準を明確にするため、平成20年12月に「違約金 が、特に、生活困窮など経済的な理由による違約金免 た結果、福祉事務所間で異なる取扱いを行ってきた これまで、「やむをえない理由」を柔軟に認めてき

計算は、平成19年度中に改善した。 させ、処理を行っている。なお、元利一体の違約金 除規程に合致している者については免除申請を提出 「違約金免除規程」に沿って違約金の調定又は免

出かせ、処理を行っている。 除規程に合致しているものについては免除申請を提 「違約金免除規程」に沿って違約金の調定又は免

ω 改善が図られた。違約金の処理については「違約金 入金消し込みの未処理については平成19年度中に

> 致しているものについては免除申請を提出させ、 理を行っている。 免除規程」に沿って違約金の調定又は免除規程に合

事件名	贈	
未収金等の管理		
年月日	贈角	
平成20年2月14日まで	平成19年8月29日から	

# 貸付金に起因する未収金について

## 貸付金の管理

の構築による体制整備が望まれる。 が発生した貸付先に対しては、期限未到来額を含めた 備すべきであり、将来的には貸付金に関するシステム により発生する未収金の特徴を考慮した管理体制を整 債権を実質的な延滞債権として管理するなど、貸付金 未収金が発生した貸付先とそれ以外に分け、未収金

される潜在的な違約金も債権管理の対象とするべきで についても潜在的な違約金は発生しており、将来調定 支払が完了した貸付先のみならず、元利未納のもの

い事務所もあることから、今後早急な改善が望まれ ごとに調定時期が異なり、違約金自体を把握していな また、母子寡婦資金貸付金については、福祉事務所

### (改善措置)

(1) 個々の貸付金の特徴を考慮し、各部局において、未 テムの構築を含めた管理体制を整備することとした。 収金が発生した貸付先に対しては期限未到来額を含め た債権を実質的な延滞債権として管理するなど、シス

対する償還指導や今後の対応に活用することとした。 祉資金貸付規則の改正及び「違約金免除規程」の制定 は、その違約金の額を一定の時点で計算し、債務者に により、適正に処理している。 貸付金の未収金に含まれていない違約金がある場合 また、母子寡婦資金貸付金については、母子寡婦福

- 2 未収金管理の抜本的見直しの方向性について
- (1) 平成12年度包括外部監査の指摘の改善状況

E)

も検討の視野に入れる必要がある。 理状況について」であり、今回の包括外部監査の対象 情報を知りうるような統一・専門的な組織の設置など を総括的に保全するため、全ての納入義務者に関する 報収集や回収ノウハウが必要な面があり、全県の債権 ているが、債権回収事務は、法律的知識、専門的な情 は、重複する。県においては、その後の改善対応をし とした未収金のうち、貸付契約に基づく債権について 平成12年度の包括外部監査のテーマは「貸付金の管

# (2) 基本的な意識の変革

討すべきである。 から未収金管理に関する事務のあり方を根本的に再検 人的資源及び能力について、「選択と集中」の視点

県及び県民ともども再認識すべきではないだろうか。 に対する債務弁済と何ら変わる点はないということを 務を弁済するという局面においては、民間金融機関等 されていると考えるべきである。そのため、県民が債 をもって県という公的機関としての機能は十分に果た 金融通がなされた結果に基づくものであり、このこと する未収金は、民間金融機関等よりも有利な条件で資 変革する必要がある。例えば、貸付金に起因して発生 また、借手である県民においても、抜本的に意識を

# 抜本的改善のための具体的な方向性

法(例えば債権回収業務の専門業者への外部委託等 の検討も視野に入れるべきである。 全庁あげての対策や今までの管理手法とは異なる方

### (改善措置)

- (1) 全県の債権を総括的に保全するため、未収金を所管 する課の長などを委員とする債権管理検討委員会を設
- (2) 債権管理に係る課題について詳細な調査・検討を行 設置した。また、ワーキンググループのグループ員の うため、債権管理検討委員会にワーキンググループを スキルアップを図るため、債権管理の研修会を実施し
- (3) ワーキンググループにおいて、債権管理マニュアル 検討などを行い、全庁をあげての対策に取り組んでい の作成、債権の実態調査、個別案件に係る回収方法の

- 心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金につい
- (1) 債権管理簿への記載の徹底と各担当に対する積極的 な働きかけ

極的に働きかけるとともに、各福祉環境部からの報告 も含めた未収金整理の記録を債権管理簿に残す必要が 障害福祉課は、各福祉環境部に対し未収金回収を積

# (2) 債権回収マニュアルの作成

体的に定める必要がある。 ルを作成し、トラブルの防止策と発生時の対応策を具 ラブルが発生した事例があるため、債権回収マニュア 未収金の回収事務にあたり、県と納入義務者間のト

回収状況又は督促状況を確認することが望まれる。 問督促等は行っていないため、障害福祉課に対し債権 境部は、障害福祉課の未収金回収後に行うとして、訪 同一納入義務者に対する関係課所との連携の必要性 同一納入義務者に係る未収金について、秋田福祉環

### (改善措置

- (1) 未収金整理の状況については、各福祉環境部からの 報告等も含め、適正に債権管理簿に記載した。
- 21年度までに債権回収マニュアルを作成する。 脱退一時金からの納付を加入者に説明するなど、平成 理由がなくして掛金を二月間滞納したとき、加入者と しての地位を失うことや、制度の脱退時に給付される 長期間の未納を発生させないため、加入者が特別の
- (3) 秋田福祉環境部と連携のうえ、債務者に対し分割納 付を含め早期の納付を指導している。

### (意見)

- 4 雑人(児童扶養手当の過払い)に係る未収金について
- の方法による回収方法についても検討すべきである。 もに、県の公金納付が可能な金融機関への振込み以外 部課を超えた横断的組織で回収の対応を検討するとと がら回収努力するとともに、県外在住者については、 滞留を長期化させない対策の検討 県内在住者については、福祉事務所と連携を取りな
- 新規に過払いを発生させない措置

当該未収金は、過払いの事実の把握が困難で、発生

条に基づく処分など、具体的な方策を検討すべきであ させないため、通報窓口の設置、児童扶養手当法第35 後、長期間滞留する傾向があり、新規に過払いを発生

### (改善措置)

- (1) 県外在住の滞納者への訪問催告については、健康福 べへ調整中である。 祉部としての統一的な対応方針を平成21年度中に出す
- (2) 制度紹介のリーフレットを活用し、新規申請時及び われる受給者については市町村と連携を図り実態把握 い、債権の発生を未然に防ぐとともに、事実婚等が疑 現況届面接時に資格喪失の要件について十分説明を行 に努めるものとする。

# 児童相談所で発生する未収金について

の所在、家庭状況等を継続的に把握する手段を講じるべ ともに、未納者に係る児童等の措置解 除後も、債務者 がである。 時効消滅した債権等について、不納欠損処分を行う

討すべきである。 また、債権回収方針を策定したうえ、以下の方法を検

- 債権回収業者への委託、若しくは債権管理専任職員の
- ・県外在住者に対する部局横断的組織による対応
- ・納入しやすい方法の検討

## (改善措置)

平成21年度の実施に向け健康福祉部内で検討している。 また、家庭状況の把握については、未収金催告と併せて 個別訪問を実施している。 不納欠損処分については、消滅時効額を精査しながら

# 行政代執行によって発生する未収金について

調査に関する費用を予算化して、法人の調査を進めるこ 月、法人における代表取締役の異動の動きがあり、この とが望まれる 港湾空港課で発生した未収金に関して、平成19年4

6 新たに就任した代表取締役も含め、平成20年3月5日

は、差押えを実施している秋田市の対応状況や県税にお に納入の催告を実施した。また、法人の状況について ける状況について調査を進めている。

県営住宅使用料に係る未収金について

(1) 滞納処理のノウハウに係る他部門との情報共有 ついて積極的な情報共有を図るべきである。 金管理にも応用できる部分があり、優れたノウハウに び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」等は他の未収 「秋田県県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及

以下の記載内容事例を定めた詳細マニュアルを設定 して、担当者の実務に役立てることを検討すべきであ ・退去命令の発動等係る定量的なルール(滞納月数 対応マニュアルの作成

滞納期間など)

・連帯保証人への請求方法の具体的なポイント等 ・居住先への調査のポイントや具体的話法

(3) 債権管理方法の工夫 (債権管理簿の記載方法の検討

載欄を設定し、過去の経緯がわかるように記載方法を 理由等、重要かつ定型的に情報を入手すべき事項の記 況、法的手続の実施段階、対応の基本方針と方針選定 検討すべきである。 く、移動先住所、移動勤務先、連帯保証人への要求状 債権管理簿について、実施事項の散文的記載ではな

ることによる内部牽制も検討すべきである。 また、担当者以外の者による定期的な検査を実施す

(4) 指定管理者との債権管理に係る事務処理分担 な方法を検討すべきである。 が有していると考えられるため、当年度・過年度と いった滞納の発生時期による督促業務の分担ではな く、入居者・退去者の区別を基準として実質的に有効 入居滞納者に係る最新かつ的確な情報は指定管理者

討すべきである。 管理者のインセンティブを活用した回収率の向上も検 応じた成功報酬型の委託料算定を導入するなど、指定 また、収納事務委託契約について、債権回収額等に

(5) 指定管理者の活用

指定管理者に対する県のモニタリングシステムを確

現入居者について連帯保証人の定期的な確認を課すな どの工夫も考えられる。 立し、債権回収を評価項目として設定するとともに、

により、人事異動時でも情報共有ができるようにすべ こととなっているが、検討経緯の議事録等を残すこと また、県及び指定管理者は、滞納者協議を実施する

(6) 地域振興局における債権管理

管理の一本化や、指定管理者による管理の範囲拡大な るなど、将来に向けて地域単位での市町村営住宅との ど、回収管理の合理化に向けた努力が必要である。

(1) 「秋田県営住宅等家賃滞納対策事務処理要綱」及び 理する課所等から照会があった場合には積極的に提示 している。 「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」は、未収金を管

(2) マニュアルについては、滞納の個々の事情等を勘案 しながら、平成21年度作成に向けて、現在検討中であ

(3) 債権管理簿については、過去の経緯がわかるよう記 載内容を充実することとしている。

(4) 債権管理の事務処理分担については、指定管理者と きない状況にある。次回の協定締結においては意見を 協定締結時に協議決定した事項であり、容易に変更で

(5) 指定管理者に対し、債権回収を評価項目にすること いため、困難な状況である。 性は認めるものの、作業コストが膨大でかつ効果が薄 保証人の定期的な確認については、検討の結果、必要 を含めたモニタリングのあり方については検討中であ り、次期指定時までに整理する。しかしながら、連帯

度の拡大を含め、債権の回収管理の合理化に向けた検 ついては、市営住宅との入居資格の違い等、課題が多 く残されている。今後は管理の一本化や指定管理者制

債権管理を市町村に委託し、市営住宅と一体管理す

(改善措置

を行うこととし、内部牽制体制を整えた。 また、大口滞納者について、四半期毎に班長が確認

踏まえて協議を行う。

また、滞納者協議については、議事録を整備するこ

(6) 秋田地域振興局以外の県営住宅の市への管理代行に

討を進める。

恩給過払金に係る未収金について

の未収金については、総務事務センター、教育庁福利課 後同じような未収金が発生する可能性は少ないが、既存 策の検討が望まれる。 両課で情報交換するなど、回収に向けたより合理的な方 住民基本台帳ネットワークによる生存確認により、今

(改善措置)

納入されている。今後も、情報交換を密にしながら、引 回収に努めており、一部については分割により定期的に き続き債務者への訪問面談及び書面による督促や他の債 務状況の把握等を行い、早期回収に努める。 未収金については、両課において情報交換をしながら

いる。今後も、債務者の住民登録地の市役所に居住状況 の確認をするとともに、現地を訪問し本人との接触を探 換をし、居住地確認を通じ督促訪問により回収に努めて りながら過払い金の早期回収に努める 未収金の回収については、現在も両課において情報交

生活保護費返還金に係る未収金について

(1) 生活保護受給者が加入する保険契約 等の内容を十分に把握し、受給者に臨時収入が発生す り支給額が変更される可能性がある場合は、保険契約 受給者が保険に加入している場合等、臨時収入によ

(2) 生活保護法第78条による不正受給額の抑制 るなど、不正受給防止に向けた対策を講じる必要があ ることを十分に認識のうえ発生した場合の発見に努め

ることが望まれる。 た相談窓口・ホットライン等を設けて早期発見に努め 明するケースがあるが、電話やインターネットを通じ 福祉事務所等への県民等の通報により不正受給が判

債権回収マニュアルの作成

認知症の場合等の対応策を明らかにし、マニュアル化 収金等に係る統一的かつ具体的な方針、納入義務者が する必要がある。 納入義務者死亡時の債権の扱い、不納欠損可能な未

.

- (1) 課税調査の早期実施等、調査の徹底により不正受給防止に努める。また、担当が替わっても保有する保険に関する情報を共有できるよう、保険の種類、保険金が給付される場合等を整理し、各ケースの保護台帳に明記することを徹底する。
- (2) 現在でも、福祉事務所等には電話、手紙、メール等により情報が寄せられているが、根拠のないものも少なくない。そのため、まずは、保護受給者との信頼関係を構築し、不正受給の防止に努める。
- (3) 不能欠損処理のほか、債権回収、債権管理の具体的な方針を、健康福祉部内にて検討しており、平成21年度中にマニュアル化する予定である。

### (意見

# 0 農業改良資金貸付金に係る未収金について(1) 違約金の計算

違約金(未調定分を含む)が未収金残高の約2倍となっているため、債務者の実情に応じた違約金の回収方法を検討すべきである。

# 債権管理マニュアルの整備等

2

実情を踏まえた実効性のある回収業務フローの規定及びその根拠や具体的なマニュアル類の整備が不十分な状況であり、債権管理や回収へ向けた具体的なアクシュン・回収技法等を検討すべきである。

### (改善措置)

## (1) 固定化している未収債権のうち違約金が相当部分を 占めているが、まずは元金の早期回収に努めるととも に、平成20年度中に施行を予定している「秋田県農業 改良資金債権管理事務処理要領」に従い、債務者の実 情に応じた違約金回収を進める。

(2) 延滞発生の状況や現在の実情に応じた債権管理・保全・回収マニュアルとして、「秋田県農業改良資金債権管理事務処理要領」を作成し、平成20年度中に施行する予定である。

### (書目)

# 11 林業改善資金貸付金に係る未収金について

(1) 未収金回収のための方針及び管理体制整備の必要性 過去に決定された回収事務方針や一斉整理等の履歴

も文書として残されていないため十分な引継ぎがされず、業務が非効率となっているため、回収マニュアルを作成するなど、管理体制を整備し、明確な記録を引継ぐ必要がある。

# 未収金回収事務の高度化の必要性

納入義務者の債権返済意欲の向上と効率的な未収金 回収のため、一定の方針に基づく積極的な訪問督促 や、相手先ごとに、面会や督促の頻度、債権回収業者 への委託を行うなど、回収事務の高度化を図る必要が ある。

## (3) 違約金の免除

元金に対して違約金(未調定分を含む)が多額に上り、回収は現実的でないが、県は、現制度では、違約金の免除は不可能と判断している。

他制度では違約金免除の可能性が残されているものもあり、衡平性の観点より、違約金免除に係る地方自治法の解釈を再度明らかにしたうえ、免除規程の設置等の可能性を検討し、基本方針を明確にする必要がある。

# (4) 保証人に対する請求

保証人が、滞留の事実を知らない、又は保証人になった事実を覚えていないと主張するケースが発生しており、トラブルを防止し、早期の未収金回収や違約金抑制のため、保証人も未収金回収の対象とするよう、ルール化する必要がある。

## (改善措置)

## (1) 債権整理簿は債務者ごとに整理されており、訪問、 面談の内容、督促等についても記録し、引き継ぎに際 し状況把握に不足のないように整理している。

(2) 本庁主体で実施している年2回の督促状の送付は継続のうえ、地域振興局主体で訪問面談を実施することとする。

中に施行する予定である。

業改善資金債権管理事務処理要領」を作成し、

回収マニュアルについては、「秋田県林業・木材産

また、長期延滞者については、「秋田県林業・木材産業の善資金債権管理事務処理要領」において、随時訪問督促のほか、毎年延滞者の現況を調査することとし、延滞者ごとの実情に応じた債権回収を進める。

(3) 違約金が元金を上回っている債務者もおり、回収は

現実的ではない。制度上では違約金の免除規定がない ため、県独自での規定は困難であると考えている。そ のため、地方自治法上での減免、不納欠損等の措置を いました。

(4) 未収金に対する督促状の送付に当たっては、借受人 及び保証人の両者に発出するものとする。

### (恵見)

# 12 中小企業設備導入助成貸付金に係る未収金について (1) 全般事項

高度化資金について、貸付金残高の約70%が不良債権となっており、全国の都道府県の平均と比較しても延滞債権率は高いため、中小企業基盤整備機構等と連携をして、より一層債権管理体制を整備し、不良債権の回収に努めなければならない。

# (2) 債権分類ごとの回収事務の高度化

限られた労力で最大限の効果を発揮するためには、 今以上に選択と集中による管理が必要であり、マニュ アルに基づく債権分類毎の管理を最大限に利用し、重 要管理が必要な貸付先を選定のうえ、人的資源を集中 するべきである。

# (3) 中小企業基盤整備機構との連携

当機構は独立行政法人化後の中期計画の中で、県への債権管理業務を支援するとしており、県は、機構支部との連携や、債権調査アドバイザリー制度の活用など、より積極的に機構と連携し、債権の回収に努めるべきである。

# (4) あきた企業活性化センターの活用

より一層あきた企業活性化センターを活用し、貸付 先の経営改善、それに伴う回収額の増額に努める必要 がある。

# (5) 債権管理業者(サービサー)の活用

選択と集中による効率的な債権の管理を最大限に実施しても、限られた人員での管理には限界があり、債権管理業者(サービサー)の活用を検討するべきである。

## (6) 違約金の算定

支払未完了の貸付金については、償還指導時に違約金を計算して把握しているが、元利が未納のものについても潜在的な違約金であるため、年一度、年度末時点等一定時点の違約金額を把握し管理するべきであ

(改善措置)

٥ د

- (1) 延滞先にはこれまで以上に訪問し、現況を把握し、 関係機関とも連携しながら、不良債権の解消に努めて は、連帯保証人を訪問し回収の強化を図るとともに、 る。また、債務者からの回収が困難な貸付先に対して 督促を行うとともに回収及び回収額の増額に努めてい
- (2) 延滞先、条件変更先を集中的に訪問し、正常先に対 るなど、未収金の回収と発生防止に人的資源を集中し する把握は、組合事務局によるヒアリングで簡便化す て管理することとした。
- (3) 貸付先企業に対して企業連携支援アドバイザー制度 の経営支援を実施した。今後とも、不良債権化の防止 連携し適切な債権管理に努める。 や回収額の増加を図るため、中小企業基盤整備機構と 家を派遣し、中小企業基盤整備機構と連携し貸付先へ を周知し、活用を希望した企業には同制度による専門
- (4) あきた企業活性化センターの中小企業診断士の指導 りながら回収額の増額に努めている。 や各種支援事業の活用により、貸付先の経営改善を図
- (6) 毎年度末時点での違約金額を計算して管理すること (5) 中小企業基盤整備機構主催の研修会に参加し、他県 委託について民間の意見を参考にしながら検討する。 の債権管理業者の活用状況について現況把握を行っ 平成21年度は、サービサーへの調査・回収業務の
- とした。

- 工業団地開発事業に係る未収金について
- (1) 売買契約の合意解除による違約金発生回避の検討 る場合には、合意解除の可能性を検討する必要があ に供することが出来ず、違約金が発生する可能性があ 定期的にモニタリングし、指定期日までに事業の用途 契約締結後も譲受企業の売買契約条件の遵守状況を

等、文書化する必要がある また、このような防止策の方針を契約書に盛り込む

(2) 土地売買時の貸付料の精算とモニタリングの必要性 土地の賃貸借から売買への移行にあたっては、貸付

料の未納を解消してから売買代金を納入させる必要が

する能力及び意思があることを確認する必要がある。 ることの確認として、譲受企業が同用地で事業を継続 のための制度であり、制度趣旨に見合う土地分譲であ

- (1) 現在は、譲渡及び貸付けした企業についても信用調 は、契約書に条文化している。 た、違約金が発生した場合、売買代金との相殺条項 査等のモニタリングは必要に応じ随時行っている。ま
- (2) 現在は、工業団地の分譲・貸付けを行う場合、必す 認した上で手続を進めている。 ためて行っており、貸付料の支払い状況についても確 行する場合であっても、信用調査等の経営分析はあら で、契約等の手続きを行っている。賃貸から譲渡に移 信用調査等を行い、相手企業の経営状況を分析した上

等、定期的に納入義務者の財政状況等のモニタリングを 港湾施設使用料に係る未収金について 長期・一定金額以上の使用許可について、許可更新時

も検討する必要がある。 納した場合は施設使用許可を取り消す等のルールの導入 一定期間を定め、当該期間を超えて使用料を滞 行うことが望ましい。

14 許可更新時等における使用者の財務状況等のモニタリ ングについては、必要に応じて財務 帳票の提出を求めるなど、引き続き詳細に状況把握を

行うよう努める。 また、使用料が滞納された場合は使用許可の取り消し

が可能であることから、必要に応じこれらの措置を実施 滞納した使用料についても地方自治法に基づく強制徴収 合、使用を取り消しまたは停止することができ、かつ、 管理条例において指定の期限内に使用料を納付しない場 を行うなどのルールの導入については、秋田県港湾施設

(意見)

15 母子寡婦福祉資金に係る未収金について

(1) 償還率の低下への対処

分析、今後の対処方針について、以下に係る検討が必

局で特に顕著であり、現状の確認と償還率低下の原因

未収金の増加傾向は秋田地域振興局と平鹿地域振興

敷である。

・貸付システム見直しによる業務量の軽減

・多様な償還方法による納めやすい体制の構築

・母子自立支援員等のデスクワーク軽減による償還指

(改善措置)

- また、当工業団地分譲制度は県の長期的な経済発展

(3) 関係書類の整備・運用 断的にみると多数存在しているため、滞留債権の管理 方法について、効率的な方策を検討すべきである。 県が抱えている県外在住者の滞留債権は、組織を横

・事業評価指標に償還率を加えること

県外に在住している滞納者への対応

・連帯借受人の審査の厳格化

・市の母子自立支援員との連携による償還指導

導の充実

いて、今後、より効率的な整備・運用体制を統一的に 備・運用ルールが異なっており、債権管理簿などにつ 検討すべきである。 事務処理の引継ぎ等の関係で、福祉事務所により整

(4) 母子寡婦福祉資金貸付システム

システムの見直し

- を見直す必要がある。 祉資金貸付の手引きを運用するためには、システム 違約金を効率的に計算できず、秋田県母子寡婦福
- 債権管理機能の充実

管理を行えるよう、システムを見直すべきである。 債権管理機能が基本的になく、より効率的に債権

応できる体制にすべきである。 バックアップ機能を持たせ、万が一の場合にも対 (3)

バックアップ機能

4

財務会計システムとの連携

不具合箇所の修正等を行うことを予定しているが、 見直しの際には、財務会計システム関係者と連携 し、より効率的な運用体制にすることが望まれる し、子育て支援課がその運用管理を行い、併せて、 今後、生活保護システム用のパソコンから切り離

15 (改善措置)

- (1) 平成21年度に口座振替を導入し、併せて母子寡婦福 支援員と連携しながら業務の遂行に当たることとし 金事務については、貸付金担当職員を置き、母子自立 祉資金貸付システムの更新を行う。母子寡婦福祉貸付
- (2) 県外在住の滞納者への訪問催告については、健康福 祉部としての統一的な対応方針を平成21年度中に出す 八へ艦
  慰問中
  である。
- (3) 担当者会議及び研修会を通じて貸付事務の統一的な 運用を徹底した。
- (4) 平成21年度に母子寡婦福祉資金貸付システムを更新 あるが、財務会計システムの更新時に連携が図れるよ は、改善を図る。また、④については、時期は未定で する予定であり、この更新により①から③について う会計管財課と調整中である。

## 監査委員公告第2号

律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表 田県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法 平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋

平成21年2月24日

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 金されるまた 觝  $\times$ 告 割 艦 洋 熏 亲子 治男

平成21年1月23日 -3773

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 いだま (#)  $\times$ 竹 以 顯康 祥 III 治男 4 胀 様

秋田県監査委員

觝

秋田県教育委員会

平成19年度包括外部監査の結果に基づき

いて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のと 出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置につ 平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提

> 野 事件名 未収金等の管理 年月日 查 平成20年2月14日まで 平成19年8月29日から

恩給過払金に係る未収金について 住民基本台帳ネットワークによる生存確認により、今

の未収金については、総務事務センター、教育庁福利課 策の検討が望まれる。 両課で情報交換するなど、回収に向けたより合理的な方 後同じような未収金が発生する可能性は少ないが、既存

換をし、居住地確認を通じ督促訪問により回収に努めて 状況の確認をするとともに、現地を訪問し本人との接触 おります。今後も、債務者の住民登録地の市役所に居住 を採りながら過払い金の早期回収に努めてまいります。 未収金の回収については、現在も両課において情報交

# 監査委員公告第3号

律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表 田県警察本部長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法 平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋

平成21年2月24日

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 觝 こだま  $\times$ 争 书 \* **以** 票 艦 祥 栄子治男

秋本務第119号

平成21年2月18日

秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 こだま 争 继  $\times$ □<u>></u>> 告 书 票 쬂 信祥 治男 亲子 蔟

秋田県警察本部長

平成19年度包括外部監査の結果に基づき

出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置につ 平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提

> いて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のと おり通知します。

### 野 事件名 未収金等の管理 年月日 啁 查 平成20年2月14日まで 平成19年8月29日から

過料 (放置違反金) に係る未収金について

法を構築するべきである。 るガイドラインを参考にするなどして、合理的な管理手 能性があるため、会計管財課が作成した債権管理に関す 今後、未収金の増加により債権管理の負担が増える可

10 放置駐車違反については、警察官等が放置車両として いて「放置駐車管理システム」により放置駐車管理台帳 確認標章を取り付けた時点から警察本部交通指導課にお を作成し、手続終結に至るまで一元管理している。

揮簿」に処分実施状況を記載し、管理している。 さらに、放置違反金未納者については、「滞納処分指

2月14日付け秋本交指第22号、交企第18号、交制第14 車対策関係事務の取扱いについて(例規)」(平成18年 漁めていへ。 229号、会第998号)に従い、厳正かつ的確に徴収事務を について(例規)」(平成19年9月14日付け秋本交指第 号)及び「放置違反金等の徴収事務実施要領の一部改正 通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う違法駐 今後も放置違反金未納者については、「道路交

発行者

秋 田

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

県

印

刷 刷 者 所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号

钔